

## 書かない窓口環境構築業務審査要領

### 1. 基本的な考え方

契約者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、香芝市にとって最適な事業者を選定するため、「企画提案評価点」「要求仕様評価点」、「見積評価点」、「プレゼンテーション評価点」の合計点が最も高い提案者を、契約交渉順位1位の候補者とする。

### 2. 審査項目・配点

審査項目	配点
一次審査(書類審査)	小計:600点
企画提案書による評価	260点
要求仕様確認表による評価	240点
見積書および見積内訳書による評価	100点
二次審査(プレゼンテーション審査)	小計:400点
プレゼンテーションによる評価	400点
合計	1000点

### 3. 評価方法

#### (1) 企画提案書による評価

提出された「企画提案書」の回答に基づき、「企画提案評価点(260点満点)」を与える。審査は書かない窓口環境構築業務プロポーザル審査委員が行い、審査委員による評価点の合計点を審査委員の人数で除したものを点数とする。

#### 【評価点基準】

評価点	基準
0点	指定した記述項目がない。あるいは記述内容が不適切な内容である。
1点	指定した記述項目について記載があるが、十分な内容が記載・提案されていない。
3点	指定した記述項目について、十分な内容で記述されている。
5点	創意工夫がある提案や、本市にとって有益または魅力的な提案がなされている。

#### 【計算式】

企画提案評価点(260点満点) = 審査委員全員の得点 ÷ 審査委員人数

※項目の得点 = 加点係数 × 評価点【0・1・3・5】

#### (2) 要求仕様確認表による評価

提出された「要求仕様確認表」(様式6)の回答に基づき、「要求仕様評価点(240点満点)」を与える。

【得点基準】

回答	基準	必須項目	推奨項目
○	見積書に記載の金額内で本業務の実現が可能	4点	4点
△	代替案により、見積書に記載の金額内で本業務の実現が可能	2点	2点
×	対応不可能	失格	0点

【計算式】

要求仕様評価点(240点満点)=回答欄評価点合計

(3) 見積書および見積内訳書による評価

提出された「見積書および見積内訳書」の回答に基づき、「見積評価点(100点満点)」を与える。

① 提案限度額

見積書の金額が、提案限度額を超過した場合は失格とする。

ア システム導入及び構築費(インシャルコスト)

金19,393,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

イ システムサービス利用料等(ランニングコスト)

金47,762,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

※ 令和7年2月1日から令和12年1月31日までの総額

② 見積評価点

見積評価点は、以下の通り算定した点数とする。

【計算式】

見積評価点(100点満点)=最低見積価格<sup>※1</sup>÷見積価格<sup>※2</sup>×100

※1:提案された価格の中で最も低い見積価格

※2:当該提案者の見積価格

(4) プレゼンテーションによる評価

プレゼンテーションに基づき、「プレゼンテーション評価点(400点満点)」を与える。審査は書かない窓口環境構築業務審査プロポーザル審査委員が行い、審査委員による評価点の合計点を審査委員の人数で除したものを点数とする。

#### 【評価点基準】

評価点	基準
0点	評価項目にあたるプレゼンテーションが無い。
1点	本市にとって十分な提案内容といえない。または有益なシステムの機能とはいえない。
3点	本市にとって適切な提案内容である。または有益なシステムの機能である。
5点	創意工夫があり魅力的な提案である。または極めて効果的なシステムの機能である。

#### 【計算式】

プレゼンテーション評価点(400点満点) = 審査委員全員の得点 ÷ 審査委員人数

※項目の得点 = 加点係数 × 評価点【0・1・3・5】

#### 4. 契約予定者の決定方法

##### (1) 契約予定者の決定方法

上記3.(1)から(4)の合計(1,000点満点)で最も得点が高い上位1者を第1位の候補者として選定する。2番目に得点が高かった者を第2位の候補者として選定する。以下同様。

##### (2) 有効数字について

「企画提案評価点」「要求仕様評価点」「見積評価点」「プレゼンテーション評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁で四捨五入を行う。

##### (3) 合計得点が同点である場合、以下により順位を決定する。

- ① 当該提案者それぞれの「企画提案評価点」が異なる場合、その得点が高い提案者を上位とする。
- ② 当該提案者それぞれの「企画提案評価点」が同じ場合、「プレゼンテーション評価点」の得点が高い提案者を上位とする。
- ③ 当該提案者それぞれの「企画提案評価点」「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「要求仕様評価点」の得点が高い提案者を上位とする。
- ④ 当該提案者それぞれの「企画提案評価点」「プレゼンテーション評価点」「要求仕様評価点」が同じ場合、くじにより順位を決定する。

以上